

神戸市立児童センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 26 号

神戸市立児童センター条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立児童センター条例施行規則（令和 5 年 2 月規則第 54 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（使用料の減免） 第 7 条 〔略〕 2 駐車場の使用料に係る条例第 11 条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。 (1) 児童センターの<u>利用者で次のいずれかに該当する者が</u>駐車場を使用したとき。駐車場の使用料相当額のうち <u>3 時間</u>以下の部分について	（使用料の減免） 第 7 条 〔略〕 2 駐車場の使用料に係る条例第 11 条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。 (1) 児童センター<u>及び神戸市児童相談所条例（昭和 39 年 3 月条例第 70 号）第 1 条第 2 項に定める神戸市こども家庭センターの施設の利用者</u>

ての減額(駐車場の使用料相当額が3時間以下の場合にあっては、免除)

が駐車場を使用したとき。駐車場の使用料相当額のうち2時間以下の部分についての減額(駐車場の使用料相当額が2時間以下の場合にあっては、免除)

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けている身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害の程度が1級から4級までである者として記載されている者であって神戸市に住所を有するものが自ら運転するとき。

イ 神戸市に住所を有する次に掲げる者が同乗する自動車であってその介護者が運転するとき。

（ア） 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額に係る記載が第1種身体障害者とされているもの

（イ） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に

記載された障害等級が 1 級の
もの

(ウ) 療育手帳の交付を受けてい
る者で当該療育手帳に記載さ
れた障害の程度が A のもの

(2) 神戸市児童相談所条例（昭和 39
年 3 月条例第 70 号）第 1 条第 2 項に
定める神戸市こども家庭センター
の利用者が駐車場を使用したとき。
免除

(2) 前号に規定する場合において、
次のいずれかに該当する者が駐車
場を使用したとき。 前号の規定に
かかわらず、駐車場の使用料相当額
のうち 3 時間以下の部分について
減額（駐車場の使用料相当額が 3 時
間以下の場合にあっては、免除）

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法
律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定
により交付を受けている身体障
害者手帳（以下単に「身体障害者
手帳」という。）に身体上の障害
の程度が 1 級から 4 級までであ
る者として記載されている者で
あって神戸市に住所を有するも
のが自ら運転するとき。

イ 神戸市に住所を有する次に掲げ
る者が同乗する自動車であって
その介護者が運転するとき。

(ア) 身体障害者手帳の交付を受
けている者で当該身体障害者
手帳の旅客鉄道株式会社旅客
運賃減額に係る記載が第 1 種

(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
市長がその都度定める額の減額又は免除

3 [略]

別表（第5条関係）

(1) [略]

(2) 駐車場の使用料

自動車の種類	使用料
普通自動車	1台30分につき 250円（特定日）
	1台30分につき 150円（特定日）

身体障害者とされているもの

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のもの

(ウ) 療育手帳の交付を受けている者で当該療育手帳に記載された障害の程度がAのもの

(3) [略]

3 [略]

別表（第5条関係）

(1) [略]

(2) 駐車場の使用料

自動車の種類	使用料
普通自動車	1台20分につき 100円

	を除く日)	
備考	この表において「普通自動車」 とは、道路交通法（昭和35年法律第 105号）第3条に規定する普通自動 車をいう。 <u>また、「特定日」とは、 土曜日、日曜日、休日及び7月20日 から8月31までの日をいう。</u>	備考 この表において「普通自動車」 とは、道路交通法（昭和35年法律第 105号）第3条に規定する普通自動 車をいう。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。